

～『せたな町』のまちづくりに参加しませんか？～

北 檜 山 区 地 域 協 議 会 委 員 を 公 募 し ま す

地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における町民と町の行政との協働の推進を図ることを目的とする組織として「地域協議会」を設置しております。

このたび、より良いまちづくりを進めていくことを目的とした「地域協議会」の委員（一般公募枠）を下記のとおり公募することとしましたのでお知らせします。

【募集枠】

北檜山区（一般公募枠）2名以内

【委嘱期間】

任期：令和6年9月1日～令和8年3月31日

（今期を令和4年4月1日から令和8年3月31日としているので、残期間の委嘱となります）

■協議会の権限■

- (1) 町長その他町の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を申し述べます。
 - ・ 町が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項、地域自治区の区域内に住所を有する者との連携強化に関する事項等。
- (2) 町の施策に関する重要事項であって、地域自治区の区域に係るものを決定し又は変更する場合は、あらかじめ地域協議会の意見を聞くこととなっています。
 - ・ 総合計画の基本構想の策定及び変更、公の施設の設置及び廃止等。
- (3) 住民及び諸団体等の意見の調整を行い、町民と行政との協働によるまちづくりを推進します。

■応募資格等■

- (1) 応募する地域自治区の地域に住所を有している方で、地域協議会の会議に出席できる方。
- (2) 18歳以上であること。（学生を除く）

■報 酬■

会議に出席した際は、報酬及び費用弁償を支給します。

■募集期間■

令和6年7月1日(月)～令和6年7月31日(水)【必着】

■応募方法■

応募用紙または、まちづくり推進課備え付けの応募用紙にご記入の上、お申し込み下さい。

■選考方法■

応募者の中から町長が委嘱します。

応募されましても委員になれない場合がありますので、ご了承ください。

■決定結果の通知方法■

直接本人あてに通知します。

■その他■

提出された応募書類は、返却いたしません。

■問い合わせ・申し込み先■

せたな町役場まちづくり推進課まちづくり推進係

（電話：84-5111 FAX：84-4657）